

平成25年6月19日、東京労働局は、業務請負と称して実態は労働者派遣を行う、いわゆる偽装請負を繰り返していた自家用自動車の運行管理請負業務を主とする一般労働者派遣元事業主に対して、行政処分を行いました

行政処分（事業改善命令）に至るまでの経過

- ① 業務請負契約と称する契約を締結して車両管理等の業務を受託していたが、複数の労働局が調査を行ったところ、発注者が運転手に対して、直接行き先を指示しており、適正な業務請負とは認められず、実態は労働者派遣を行っていたため是正指導
- ② 同社から複数の労働局に是正完了の報告があった
- ③ これを受けて複数の労働局が調査確認を行ったところ、複数の契約で以前と同種の法違反が認められた
- ④ 東京労働局（事業主管轄）は請負事業及び派遣事業の全契約の点検を指導
- ⑤ 同社は東京労働局に全契約については是正完了の報告
- ⑥ これを受けて、複数の労働局が調査確認を行ったところ、複数の契約で以前と同種の法違反が認められた
- ⑦ 再度、請負事業及び労働者派遣事業にかかる全契約の点検及び是正を指導
- ⑧ ほぼ全契約については是正完了の報告
- ⑨ 全契約を報告したとしながら、相当数の契約が報告されておらず、なおかつ派遣法違反があることを確認、行政処分が行われた

具体的な労働者派遣法違反	労働者派遣法に定められている事項
1. 労働者派遣契約に必要な事項を適正に定めず、書面に記載しないまま、労働者派遣を行っていた（労働者派遣法第26条第1項違反）	派遣(個別)契約書に定めるべきとされている事項 ①派遣するスタッフの人数 ②派遣する業務の内容 ③従事する事業所の名称及び所在地その他就業の場所 ④就業中の派遣スタッフを直接指揮命令する者に関する事項 ⑤派遣期間および派遣就業をする日 ⑥派遣就業の開始および終了の時刻ならびに休憩時間 ⑦安全衛生に関する事項 ⑧苦情の処理に関する事項 ⑨派遣契約の解除に当たって講ずる措置 ⑩紹介予定派遣に係るものである場合には、従事する業務の内容、労働条件、その他紹介予定派遣に関する事項 ⑪派遣元責任者および派遣先責任者に関する事項 ⑫⑤派遣就業日または⑥所定就業時間以外に就業させる日または延長時間 ⑬派遣スタッフの福祉の増進のための便宜の供与に関する事項 ⑭派遣業務が派遣受入期間の制限の除外業務（専門26業務、プロジェクト業務、就業日数が少ない業務、育児・介護の代替業務）である場合、それぞれに関する事項
2. 派遣受入期間の制限を受ける業務であるにもかかわらず、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知を受けることなく、労働者派遣を行っていた（同法第26条第6項違反）	新たな労働者派遣契約に基づいて、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者（派遣先）は、労働者派遣契約を締結する場合、あらかじめ、派遣元事業主に対して、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知を受けなければなりません また、派遣元事業主はその通知のないときは、その者（派遣先）との間で、労働者派遣契約を締結することはできません
3. 派遣労働者に対し、就業条件等の明示を行っていなかった（同法第34条第1項違反）	派遣元事業主はスタッフに、派遣先での就業条件をあらかじめ書面で通知しなければなりません 通知しなければならない事項は、「派遣(個別)契約書」とほぼ重複しているため、「労働条件通知書兼就業条件通知書」として、同一文書にしているケースが多いようです
4. 労働者派遣を行うに際して、派遣先へ必要な事項を適正に通知していなかった（同法第35条違反）	派遣元事業主は、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければなりません ①派遣労働者の氏名および性別（18歳未満の場合はその年齢を含む） ②派遣スタッフが期間を定めずに雇用する者か否かの別 ③社会保険などの加入の有無（加入なしの場合はその理由を含む） ④派遣契約の就業条件と異なる場合の就業条件
5. 派遣受入期間の制限を受ける業務であるにもかかわらず、抵触日を超えて継続して労働者派遣の役務の提供を行っており、また、抵触日の一月前の日から前日までに抵触日以降継続して労働者派遣を行わない旨を派遣先及び派遣労働者に対し通知していなかった（同法第35条の2第1項及び第2項違反）	派遣元事業主は、派遣先が派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば派遣可能期間に抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはなりません 派遣元事業主は、派遣可能期間に抵触することとなる最初の日の1月前の日から抵触することとなる最初の日の前日までの間に、抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を派遣先及び派遣労働者に通知しなければなりません
6. 派遣元管理台帳を作成していなかった（同法第37条第1項違反）	派遣元事業主は派遣労働者ごとに次の事項を記載した派遣元管理台帳を作成しなければなりません ①氏名 ②派遣先の会社名と事業所名 ③派遣先事業所の所在地、及び派遣就業場所（部署名） ④従事する業務の種類 ⑤派遣期間、及び派遣就業日 ⑥所定の始業・終業時刻、休憩時間 ⑦所定就業時間を超える延長時間、所定就業日以外に就業させる日 ⑧申出を受けた苦情の処理に関する事項 ⑨派遣元責任者 ⑩派遣先責任者の氏名・部署・連絡先など（就業時における実際の指揮命令者も記載しておいた方が好ましい） ⑪雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況（未加入の場合はその理由） ⑫派遣業務が派遣受入期間の制限の除外業務である場合は、それぞれに関する事項（1. ⑭と同様） ※労働者名簿を兼ねる場合には、以下の事項も記載する必要があります ⑬生年月日 ⑭履歴 ⑮雇入れ年月日、退職年月日と退職理由